

デジタル・ディバイド解消戦略会議 第一次報告書(案)に関する意見及びそれに対する考え方

1. デジタル・ディバイド解消の意義

(1) デジタル・ディバイド解消の必要性

① 条件不利地域等におけるブロードバンド及び携帯電話の必要性

意見等	総務省の考え方
ブロードバンドは、条件不利地域にあってこそ、その最大の効果を生むものであり、必要不可欠。(長崎県新上五島町)	ご指摘のとおりであり、総務省としては、デジタル・ディバイド解消戦略会議における議論等を踏まえて、「合わせ技」プロジェクトの推進、衛星ブロードバンドの利用環境の整備の推進等により、2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域の解消に努めて参りたい。

② デジタル・ディバイド解消の必要性

意見等	総務省の考え方
携帯電話のサービスエリアの人口カバー状況について、詳細な情報の公表についての検討を希望。(滋賀県)	今後、集計事務の効率化等検討して参りたい。

(2) デジタル・ディバイド解消に向けた取組

① 国における取組

意見等	総務省の考え方
ブロードバンドはベストエフォートであることから、帯域が保証されず、実効速度と理論値の乖離が大きい。サービスを完全に平等に提供しようとすると、最低限必要なレベルを遥かに超える高いレベルで整備せざるをえない。むしろ、2010年度末までに100%の国民に平等に提供できるレベルを最低限必要なレベルと定義し、優先して整備すべき。(山形県)	ブロードバンド・サービスがご指摘のようなベストエフォートであることを前提に整備目標の設定等を行っているところ。 ブロードバンド・ゼロ地域解消の具体的な進め方については、貴見も踏まえ、本年6月頃を目途に策定する「デジタル・ディバイド解消戦略」において明確化して参りたい。
現状の施策では2010年度までの解消は不可能。目標を本当に達成するのであれば、現状で整備が進んでいない地域に対し、具体的かつ有効な手段を提示するか、国が主体となって整備を推進する必要。(福岡県)	ご指摘のとおりであり、総務省としては、デジタル・ディバイド解消戦略会議における議論等を踏まえて、「合わせ技」プロジェクトの推進、衛星ブロードバンドの利用環境の整備の推進等により、2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域の解消に努めて参りたい。
ブロードバンド・ゼロ地域解消の定義を、交換局のADSL化(リーチDSL化)することでその地区はブロードバンド化完了・ゼロ地域解消と位置づけるべき。(熊本県)	ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けては、リーチDSLを含め、多様な技術を活用することが重要。 現在総務省において集計・公表している「ブロードバンドの整備状況」について、今後より現実に即した推計が可能となるよう、その方法について検討しており、本年6月頃を目途に策定する「デジタル・ディバイド解消戦略」において考え方を明確化。

2. デジタル・ディバイド解消に向けた基本的視点

(1) 地方の抱える課題

① ブロードバンド基盤の整備に係る課題

意見等	総務省の考え方
「山間部等条件不利地域では、人口も少なく住宅が点在しており、採算性の問題から通信事業者の進出が困難であることも大きな問題である。」旨、追記すべき。(愛知県)	本項は総合通信局等を通じて行った「ブロードバンド整備が困難な地域に係る実態調査」において提出された地方公共団体、民間事業者等の意見のうち特に多かった意見を記述。 ご指摘の意見についても数件いただいているため、4ページ、(1)、①の3項目めとして、以下を追加。 ➤電気通信事業者は、採算が取れないこと等を理由に、自主整備にかなり消極的
NTT 以外が行う ADSL の整備において、NTT 局舎(特に小型の RT-Box 局)などが使用できないことがある。(大分県)	個別具体的な内容については、第2回デジタル・ディバイド解消戦略会議の資料である「ブロードバンド整備が困難な地域に係る実態調査の結果」に記載。

② 携帯電話のエリア整備にかかる課題

意見等	総務省の考え方
省庁間の連携強化に期待。(長崎県新上五島町)	デジタル・ディバイド解消戦略会議最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、関係府省庁と連携した支援策の拡充等について検討。

(2) 基本的視点

意見等	総務省の考え方
ブロードバンドや携帯電話の利用主体は住民であり、受益者たる住民についても協力・連携の一体をなすことを記載すべき。(鳥取県)	ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正。(5ページ、下から1行目) 「…、通信事業者、地域住民等の関係者が…」

① 「合わせ技」プロジェクトの組成推進

意見等	総務省の考え方
条件不利地域におけるブロードバンド、携帯電話の整備においては「合わせ技」による対応に期待。その実施に際しては、例えば、基盤整備のリード役、サポート役等の役割分担を明確にするなど推進のための仕組みが必要。 【NTT ドコモ】	第一次報告書案において、「合わせ技」プロジェクトの円滑な実施のため、各総合通信局等の照会窓口の一本化や相談窓口の明確化を図ることとしている。
「携帯電話(PHSを含む)によるブロードバンド整備」を加えるべき。(山形県)	第一次報告書案において、ブロードバンド・ゼロ地域の解消を実現するにあたっては、ADSL、FTTH等のみならず、各種ワイヤレスブロードバンドシステム、3.5世代携帯電話、衛星ブロードバンド等の無線技術を含め、地域の実情や特性に応じて基盤整備を図ることが適当であるとしているところ。

<p>「ブロードバンド基盤については、利用者目線に立ち、複数の高速通信事業者による設備の共同利用、他の高速通信事業者への開放を推進する」旨を盛り込むべき。(山形県)</p>	<p>民間事業者の設備の共同利用や他の民間事業者への設備の開放については、基本的には電気通信事業者間の交渉により行うことが適切であると考ええる。</p>
<p>「合わせ技」プロジェクトについては賛成であり早期に実現されるよう期待。表現として、中段「このため」以降を下記のとおり修正されたい。 「このため、従来のインフラごとの個別整備を中心とした支援に加え、地域公共ネットワーク、ブロードバンド、携帯電話、地上デジタル放送、防災情報基盤の整備などを光ファイバ網により一体的に行う「合わせ技」プロジェクトに対する支援を行うことで、地域の多様なニーズに応えることが容易になると考えられる。」(愛知県)</p>	<p>ご指摘のとおり光ファイバ網はブロードバンド整備の中核的なメディアと考えられるが、一方で、ブロードバンド・ゼロ地域の解消にあたっては地域の特性を踏まえつつ有線・無線にわたる多様な技術を活用して行うことも重要であると考ええる。</p>
<p>技術開発や普及支援を国の役割と定め、国が積極的に取り組むよう明記すべき。(広島県)</p>	<p>第一次報告書案の2.(2)①(ア)(資料3-1では、2.(4)①)において、ご指摘の趣旨のとおり、国の役割として、「技術開発の促進、情報提供等」が掲げられている。</p>
<p>1. 「合わせ技」プロジェクトの考え方を、早急に現行補助制度に適用すべき。 2. 関係省庁間の連携とともに、補助制度間での連携についても早急に強化を図るべき。(佐賀県佐賀市)</p>	<p>貴見及び第一次報告書案の趣旨を踏まえ、総務省における支援スキーム間の連携や関係省庁間の支援策の連携強化に取り組んで参りたい。</p>

② インフラ整備と公共的アプリケーション整備の一体的推進

意見等	総務省の考え方
<p>公共的アプリケーションについて、「連携」とするだけでなく、より住民に効果の見えるやすいアプリケーションの「整備」についても記述を追加されたい。 【鹿児島県】</p>	<p>ご指摘を踏まえて以下のとおり修正。(7ページ、②、(b)下から3行目) 「…、公共的アプリケーションの整備と連携する形での推進を図り、…」</p>

③ 新技術の活用等による携帯電話のエリア整備の推進

意見等	総務省の考え方
<p>携帯電話のエリア整備に向けた取組の1つとして、「古くて新しい技術(PHS技術)の再評価」を加えるべき。さらに、不感地域解消となるものの、整備費用が安価であるが故に国の補助対象とならないという矛盾に直面。不感地域解消に係る補助制度の見直しにも期待。(山形県)</p>	<p>国庫補助事業は、携帯電話・PHS の区別を設けることなく、これらがまったく利用できない地域を対象としているものあり、個別地域の実情に応じて、PHS の整備に活用することも可能。 なお、デジタル・ディバイド解消戦略会議の第1次報告書案を踏まえ、携帯電話の基地局整備費用に係る採択基準は廃止する方向で検討。</p>

(3) 整備目標について

① ブロードバンド基盤の整備目標

意見等	総務省の考え方
<p>ワイヤレスブロードバンドシステム等によってゼロ地域を解消した場合も整備済であることを明確に表現すべき。(茨城県)</p>	<p>ご指摘のとおり、ブロードバンド整備については、多様な技術を活用した整備を行うことが望ましく、実態に即したブロードバンド整備状況を把握できるように参りたい。</p>

<p>ブロードバンド基盤整備目標の達成率の判断に当たっては、各地域における情報通信基盤に対する需要にも配慮した上で、地域ごと(条件不利地域と都市部の別)の達成率設定と、目標管理を行うべき。(山口県)</p>	<p>地域毎の需要にも配慮した上で2010年度の政府目標に向けた取組を積極的に進めていく必要があると考えている。なお、具体的な取組については、本年6月頃を目途に策定する「デジタル・ディバイド解消戦略」において考え方を明確化して参りたい。</p>
<p>2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消する、とあるがこの「ゼロ地域」の定義を明確にすべき。 都心であっても民間事業者任せで真の100%は無理である。100%を目指すのであれば、このような現実を踏まえた都心向けの新たな施策が必要。(大阪府)</p>	<p>条件不利地域以外の地域においても、第3セクターに対する支援、地方財政措置、電気通信基盤充実臨時措置法に基づく支援策等の一層の活用促進を図ることなどにより、2010年度までのブロードバンド・ゼロ地域の解消を実現することが適当であるとする。 なお、ブロードバンド・ゼロ地域解消に関する具体的な取組方法等については、本年6月頃を目途に策定する「デジタル・ディバイド解消戦略」において明確化して参りたい。</p>
<p>超高速ブロードバンドについて、上り帯域にも触れるべき。(富山県)</p>	<p>上り帯域の必要性を否定するものではないが、現時点では、動画等の大容量データ通信についてはダウンロードを中心とした利用が主として想定されることから、当面の間は、下りの速度に重点を置いて超高速ブロードバンドを整備していくことが適当であるとする。</p>

② 携帯電話のエリア整備目標

意見等	総務省の考え方
<p>以下のとおり修正すべき。 「その際、山間部等の小規模世帯地域、観光地、国道等の一般的にエリア整備が困難な地域への対応に資するよう、(2)③にある新技術の活用に向けた取組もあわせて検討した上で、これら地域の扱いについても一定の方針を定めることが適当することが有効であると考えられる。」【和歌山県】</p>	<p>まずは居住地域における不感地帯解消が重要と認識しており、ご指摘の点については、新技術の活用に向けた取組状況を踏まえ、次のステップとして検討してまいりたい。</p>

(4) 整備主体と役割分担

① 民間主導原則の維持

意見等	総務省の考え方
<p>引き続き民間主導を原則としていくためには、民間事業者の投資インセンティブを高める方策についても、具体的な記述が必要。【栃木県】</p>	<p>第一次報告書案は、今後のデジタル・ディバイド解消の基本的な指針を示すものであり、個別具体の支援策のスキームの詳細について論じるものではない。しかしながら、最終報告書を踏まえ、本年6月を目途に総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>
<p>民間主導での整備を促進するために、ブロードバンド基盤整備においても加入電話等と同様、通信事業者の役割を強化すると共に、整備費用や維持管理費用に対して国が通信事業者へ直接補助を行うなど支援の拡充を図ることが必要。(岐阜県)</p>	<p>民間事業者においては、競争環境の下で事業展開しているものであり、国として特定の事業者を保護する支援策を検討することは適当ではないとする。</p>
<p>地域の実情や特性に合わせて、地元の零細な通信事業者や地方自治体がブロードバンド・ゼロ地域に情報基盤を整備した場合、大手通信事業者から保護する支援策を検討すべき。(茨城県)</p>	<p>民間事業者においては、競争環境の下で事業展開しているものであり、国として特定の事業者を保護する支援策を検討することは適当ではないとする。</p>

<p>「民間主導による整備を引き続き進めるため、通信事業者に対する投資インセンティブや、公設民営による整備の場合における地方公共団体等への支援策について、一層の活用促進や拡充を図ることが必要である。」に、以下の文を追加すべき。</p> <p>「併せて、民設民営による整備の場合であっても、民間事業社が単独での整備が困難である場合については支援策を講ずる必要がある。」(熊本県)</p>	<p>ご指摘を踏まえて以下のとおり修正。(6ページ、(2)、①、(ア)(資料3-1では9ページ、(4)、①))</p> <p>「…、公設民営による整備や民設民営であって地方公共団体が民間事業者に支援を行う場合における地方公共団体等への支援策について、…」</p>
--	---

② 地方公共団体に対する支援策の拡充等の必要性

意見等	総務省の考え方
<p>「…地方公共団体の役割の強化を図る必要がある。」の部分に続けて「…地方公共団体に対する支援策の一層の拡充についても検討することが必要…」と並列的に記述されているが、市町村など地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえると、検討される支援策を役割強化の前提条件とすべき。【北海道】</p>	<p>ブロードバンド・ゼロ地域における住民の要望等を踏まえ、地方公共団体が自ら問題意識を持って、ブロードバンド整備に取り組むことが必要であり、そのような取組を行う地方公共団体に対する支援策等の拡充等を行うことが適当と考える。最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>
<p>「特に条件不利地域を中心としたブロードバンド基盤整備について地方公共団体の役割の強化を図る必要がある。」のであれば、後段の「地方公共団体に対する支援策の一層の拡充についても検討することが必要であると考えられる。」ではなく、「地方公共団体に対する支援策の一層の拡充を図ることが必要である。」というように、支援策の一層の拡充を明確にすべき。(山梨県)</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正。(6ページ、(2)、①、(イ)(資料3-1では9ページ、(4)、②))</p> <p>「また、地方公共団体に対する支援策の一層の拡充についても検討することが必要であると考えられる。」</p>
<p>今後整備が必要となる著しく条件が不利な地域においては次の手法についても言及することが必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> 著しく条件が不利な地域においては国が直轄事業としてブロードバンド基盤の整備を実施すること。 著しく条件が不利な地域における通信事業者の加入者系光ファイバ整備に、国が直接支援する制度を設けること。【岩手県】 	<p>【1について】基盤整備は民間主導が原則であり、国が直接整備を行うことは適当ではない。一方、相対的に採算性の低い地域については、地方公共団体がより大きな役割を果たすとともに、地方公共団体に対する支援策を拡充することが重要と考える。</p> <p>【2について】通信事業者の加入者系光ファイバ網整備に対する支援策の拡充等の必要性については、第一次報告書案において記述しているところ。</p> <p>いずれにしても、ブロードバンド・ゼロ地域解消に関する具体的な取組方法等については、本年6月頃を目途に策定する「デジタル・ディバイド解消戦略」において明確化して参りたい。</p>
<p>地方公共団体の役割の強化を図ることとされているが、そのために必要とされる支援策の拡充の内容として次のことを追記すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 複数年度の事業計画を補助対象に。 補助事業における補助率の嵩上げ。 過疎債、辺地債、合併特例債の使えない自治体も利用可能な「合わせ技」プロジェクト実施のための有利な起債制度の創設。【岩手県】 	<p>第一次報告書案は、今後のデジタル・ディバイド解消の基本的な指針を示すものであり、個別具体の支援策のスキームの詳細については論じるものではない。しかしながら、最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>

<p>「ブロードバンドや携帯電話が社会インフラとして普及・定着するのに伴い、当該整備が進まない地域の地方公共団体が、地域住民と連携して通信事業者にブロードバンドや携帯電話のサービス提供に係る誘致活動を行ったり、通信事業者や加入者に対する補助金を交付する事例にみられるように、地方公共団体が自らの課題として、事務的又は財政的負担を伴いながらブロードバンド基盤整備や携帯電話のエリア整備に取り組んできている。」について、以下のとおり修正すべき。</p> <p>「ブロードバンドや携帯電話が社会インフラとして普及・定着するのに伴い、当該整備が進まない地域の地方公共団体が、<u>公設民営方式による整備に加え、地域住民と連携して通信事業者にブロードバンドや携帯電話のサービス提供に係る誘致活動を行ったり、通信事業者や加入者に対する補助金を交付する事例にみられるように、地方公共団体が自らの課題として、事務的又は財政的負担を伴いながらブロードバンド基盤整備や携帯電話のエリア整備に取り組んできている。</u>」【和歌山県】</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>
<p>「その際、2010 年度までのブロードバンド・ゼロ地域解消までに 3 年となった現時点において、特に条件不利地域を中心としたブロードバンド基盤整備について地方公共団体の役割の強化を図る必要がある。また、地方公共団体に対する支援策の一層の拡充についても検討することが必要であると考えられる。」について、以下のとおり修正すべき。</p> <p>「その際、2010 年度までのブロードバンド・ゼロ地域解消までに 3 年となった現時点において、特に条件不利地域を中心としたブロードバンド基盤整備について地方公共団体の役割の強化を図る必要がある。</p> <p><u>同時に、ブロードバンド基盤整備が都市部と地方の格差に影響を及ぼすことにも留意すべきである。すなわち、ブロードバンド基盤整備は、地方の活性化を支え、都市部と地方の格差を是正するための重要な契機となる可能性を有しているが、都市部においては民間事業者の自主進出による整備が期待できる一方、条件不利地域等においては、地方公共団体が自ら整備を行うことにより多額の費用負担を強いられることとなれば、都市部と地方の格差を一層拡大させるおそれが生じることとなる。</u></p> <p><u>したがって、また、地方公共団体に対する支援策の一層の拡充についても検討することが必要であると考えられる。</u>」【和歌山県】</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>
<p>特に過疎地等で多くの課題を抱える地方公共団体には、その役割の強化を求めるのではなく、通信事業者に条件不利地域における取組の一層強化を求めるべき。併せて、国においても、地方公共団体に対する支援策の一層の拡充を希望。(滋賀県)</p>	<p>ブロードバンド整備については、民間事業者による整備が原則であるが、地方公共団体の役割も重要。第一次報告を踏まえて、具体的な施策を検討して参りたい。</p>

<p>市町村が実施主体にならずに携帯電話事業者が行うほうが合理的。 要望書の提出事務等は市町村が行うのが適当と思われるが、施行及び施工後の財産所有の考え方については、現行の補助事業の考え方そのものを抜本的に見直すべき。(宮崎県延岡市)</p>	<p>国庫補助事業の事業主体については、可能な限り地域の実情・要望を踏まえたエリア整備を行う観点から、基礎的自治体である市町村が適当と考えている。総務省としても、事務手続上の運用改善等可能なことは対応してまいりたい。</p>
---	--

3. デジタル・ディバイド解消に向けた具体的施策 P.10

意見等	総務省の考え方
<p>IT利活用のためのサポートセンターの全国展開や指導員の増員など、ソフト面の支援施策を盛り込むべき。【北海道】</p>	<p>デジタル・ディバイド解消に向けた具体的な施策の1つとして、基盤整備と利活用の一体的な推進を図ることとしており、その際に、地域で実施するICT人材研修への支援などの関連施策を合わせて実施することも有効と考えている。</p>

(1) ブロードバンド基盤の整備

意見等	総務省の考え方
<p>遠距離かつ数万人が生活する大規模離島については、主たる地域に民間通信事業者によってギガクラスの通信サービスが提供されるよう、国の責任において、制度の改正や事業者を支援するなど具体的施策の記載が必要。 ●本土－離島間伝送容量の確保のため多重化装置等の整備費用を補助 ●データ通信についても、通話サービスと同様に離島特例を適用 【長崎県】</p>	<p>離島は、その地理的な特性等から、一般的に有線によるブロードバンド整備に困難が伴うことは承知しているところ、「デジタル・ディバイド解消戦略会議」においては、地域特性に応じた多様な技術を活用することにより、ブロードバンド・ゼロ地域の解消を図っていくこととしており、今後、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、具体的な支援策のスキームや既存支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>
<p>条件不利地域については、地域の実情や特性に応じた多様なアクセス回線の活用を図ることが必要であり、xDSLや高速無線LANなど、既存の技術を利用したデジタル・ディバイドの解消についても、デジタル・ディバイド解消の有効な方策であることから、当該方策を手段の一つとして明確に位置づけるとともに、国の支援策をさらに充実させていくべき。(福島県)</p>	<p>ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けては、多様な技術を活用し、地域の実情や特性に応じて基盤整備を図ることが適当である旨、第一次報告書案において記述しているところ。今後、最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>

① 「合わせ技」プロジェクトの推進

意見等	総務省の考え方
<p>合わせ技プロジェクトを推進するためには、公設の光ファイバ網の開放だけでなく、民間事業者が整備・保有する光ファイバ網の他事業者への積極的な開放の取り組みも必要。これに関して国が事業者に積極的に働きかけていくことについての記述を追加すべき。(奈良県)</p>	<p>民間事業者の設備の他の民間事業者への開放については、基本的には電気通信事業者間の交渉により行うことが適切であると考えている。</p>
<p>エントランス回線の記述について、有線に比較してコスト的に有利な無線(地域 WiMAX、高出力無線LAN等)の活用にも配慮すべき。【新潟県】</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正。(10ページ(b)) 「(b) 光ファイバ等有線によるネットワーク整備が高コストとなる場合には、</p>

	<p>光ファイバ等有線と無線とを効果的に連携させた整備が効率的である場合がある。</p> <p>また、WiMAX、高出力無線LAN、光無線のような超高速通信が可能な無線技術が登場しており、今後これらを活用した整備が普及していくことが見込まれる。」</p>
--	---

(b)

意見等	総務省の考え方
<p>(b)及び(c)は「合わせ技」プロジェクトとブロードバンド基盤の単独整備の両方の場合に関する記述であるが、段落構成から「合わせ技」プロジェクトに限った内容であるかのような誤解が生じるおそれがあるので、文意が明確になるような記述に改められたい。【鹿児島県】(東京都)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、11ページ、(c)の後に以下を追加。</p> <p>「<u>なお、上記(b)、(c)の考え方は「合わせ技」プロジェクトだけではなく、ブロードバンド基盤の単独整備の場合も有効である。</u>」</p>
<p>超高速通信が可能な無線技術として、次のとおり「光無線」を入れるべき。「また、WiMAX、高出力無線LAN、光無線のような超高速通信が可能な無線技術が登場しており、今後さらに普及していくことが見込まれる。」【八嶋構成員】</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>

(c)

意見等	総務省の考え方
<p>「経済効率性の観点から相当のランニングコストを要する場合については、イニシャルコストに対する支援とともに、ランニングコストについても支援できるような仕組みも検討に値する」とあるが、市町村や事業者から、ランニングコストに対する支援が必要との意見が強いため、支援の検討についての表現を前向きな表現にすることを期待。</p> <p>また、ランニングコストの支援検討については、「合わせ技」プロジェクトの推進に限らず、事業主体(市町村・民間)や整備方式(光ファイバ・WiMAX等)など、全般的に共通する課題であると考えられることから、「3. デジタル・ディバイド解消に向けた具体的施策」の総論として記載すべき。【北海道】</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正。(11ページ、(c))</p> <p>「…、ランニングコストについても支援できるような仕組みも検討を行う必要がある。」</p> <p>また、ご指摘の点を踏まえつつ、ランニングコストについても、今後、「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、具体的な支援スキームのあり方について検討して参りたい。</p>
<p>「合わせ技プロジェクトの推進」にあたり、条件不利地域のランニングコストへの補填(支援)の制度化を希望。【新潟県】</p>	

② 衛星ブロードバンドの利用環境の整備

意見等	総務省の考え方
<p>報告書案冒頭でも、ブロードバンドを非常連絡手段・必要不可欠なインフラと位置づけて意義や整備の必要性に触れているにもかかわらず、実証段階の衛星ブロードバンドが離島に対する最も有効な解決策とするかのような表現はふさわしくない。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、次のとおり修正。</p>

<p>また、数十キロの海を隔てた大規模離島は、陸続きでないという圧倒的な不利要因についての認識を盛り込むべき。</p> <p>○報告書案への修正意見</p> <p>「本土から遠い離島や中山間地の基礎的条件の厳しい集落等、著しく条件が不利な地域においては、光ファイバ網等の整備に莫大なコストが……」</p> <p>【長崎県】</p>	<p>「本土から遠い離島や中山間地の……」</p> <p>↓</p> <p>「小離島や中山間地の……」</p>
<p>冒頭の文章に、以下のとおり追記することを提案。</p> <p>「本土から遠い離島や中山間地の基礎的条件の厳しい集落等、著しく条件が不利な地域においては、光ファイバ網等の整備に莫大なコストがかかることも想定されることに加えて、整備した地域の基礎的条件が変化することにより整備基盤が利用されない事態も起こりうる。」【宇宙通信】</p>	<p>程度の差はあるが、「整備した地域の基礎的条件が変化することにより整備基盤が利用されない事態も起こりうる。」ことはどの整備手法についても該当しうるものであるため、原文どおりとしたい。</p>
<p>第1段落の末に、以下のとおり追記することを提案。</p> <p>「さらに、この衛星の特性を活用すれば、これらの地域に対する「ブロードバンド基盤の整備」にあわせて、「携帯電話のエリア整備」及び「防災情報基盤の整備」等の一体的な整備を行うことも可能になると考えられる。」【宇宙通信】</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>
<p>衛星ブロードバンドの活用が著しく条件が不利な地域に限定されることが予想されるということ¹を記述すれば十分。原案では、利用者の選択以前に、施策として活用エリアを限定すると解釈される懸念があるため、第3段落を、以下のとおり修正することを提案。</p> <p>「したがって、衛星ブロードバンドについては、著しく条件が不利な地域における整備を中心に活用されるであろうと考えられる。」【宇宙通信】</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正。(11ページ、②、第3段落)</p> <p>「したがって、衛星ブロードバンドについては、著しく条件が不利な地域を中心に活用されることが想定されるであり他の手段によるブロードバンドサービスの提供が困難な地域における整備を中心に活用を検討すべきであると考えられる。」</p>
<p>最終段落に、以下を追記することを提案。</p> <p>「今後、これらの技術開発を着実に推進していくとともに、民間利用にむけての仕組みを検討することも重要であると考えられる。」【宇宙通信】</p>	<p>ご指摘を踏まえ次のとおり修正。</p> <p>「今後、これらの技術開発に着実に取り組んでいくとともに、衛星を活用した利用実験を推進していくことも重要であると考えられる。」</p>
<p>衛星ブロードバンドの限界について、遅延や豪雨時の通信途絶、故障時のバックアップが万全でないなどの問題点も記述すべき。【鹿児島県】</p>	<p>衛星ブロードバンドの技術的な特徴については、参考資料において詳細に記述されているところ。</p>
<p>(2) 超高速ブロードバンド基盤の整備</p>	
<p style="text-align: center;">意見等</p> <p>超高速ブロードバンド基盤として今後展開が見込まれる次世代ネットワーク(NGN)のサービスについては、離島をはじめ条件不利地域への早期提供を見据え、国は事業者に対し、サービス内容や中継伝送網の仕様等を全国一律化することなく、地域の実情に合わせた柔軟かつ弾力的な運用がされるよう、助言・協議を行う機会を設けるべき。【長崎県】</p>	<p style="text-align: center;">総務省の考え方</p> <p>御意見として承るが、国が、NGNという民間事業者の行うサービスについて、個別に助言・協議を行う機会を設けることは適切ではないと考える。</p>

① 通信事業者による加入者系光ファイバ網整備推進

意見等	総務省の考え方
<p>加入者系光ファイバ網整備の支援についてのみ記述されているが、加入者系の整備の前提となる中継系の設備についても、電気通信事業者による積極的な取組を促す記述をすべき。</p> <p>また、加入者系の部分についても、現行では加入端子数の少ない地域向けの小規模装置がなく整備費用が割高になることから、装置の低価格化に関する検討も行うこととすべき。【鹿児島県】</p>	<p>第一次報告書案は、今後のデジタル・ディバイド解消の基本的な指針を示すものであり、個別具体の支援策のスキームの詳細について論じるものではない。しかしながら、最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>

② 地方公共団体による光ファイバ網整備の推進及びその有効活用

意見等	総務省の考え方
<p>地方公共団体が整備した施設の改修・更新費用及び維持管理費用の負担のあり方に関する検討については、光ファイバ網に限らず、また、公設民営方式に限らず公設公営方式についても重要。</p> <p>さらに、検討に際しては民間への移譲が可能となる仕組みなどについても検討すべき。【北海道】</p>	<p>ご指摘の点については重要と考える。</p> <p>最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、支援策について検討して参りたい。</p>
<p>地方公共団体による光ファイバ網の推進及びその有効活用を挙げており、「自ら保有する光ファイバ網について余剰芯を有する場合」としているが、既に国の補助等を受けて整備した光ファイバ網の余剰芯を有効活用することは困難。(富山県)</p>	<p>地方公共団体が保有する光ファイバ網については、補助事業としての制約は踏まえつつも、可能な限りで有効活用することが必要。</p>
<p>上から3行目「今後地域公共ネットワークを整備する場合は、ブロードバンド・サービス提供用の光ファイバ網を併せて整備することを検討する等、」については下記のように修正すべき。</p> <p>「今後地域公共ネットワークを整備する場合は、将来的にブロードバンド・サービスが行われる場合を含め、ブロードバンド・サービス用光ファイバ網を併せて整備することを検討する等、」(愛知県)</p>	<p>補助事業として一定の制約はやむを得ないものであるため、ご指摘に対して以下のとおり修正。(12ページ、(2)、②、下から2行目)</p> <p>「…、今後地域公共ネットワークを整備する場合は、<u>将来的にブロードバンド・サービスが行われることが確実な場合を含め、ブロードバンド・サービス提供用の光ファイバ網を併せて整備することを検討する等、</u>…」</p>

③ ケーブルテレビ網の超高速ブロードバンド化の推進

意見等	総務省の考え方
<p>ケーブルテレビ事業者の中には、積極的に通信の高度化・高速化を推進している事業者も多数おり、また、今秋、商品化が見込まれている DOCSIS3.0 についても、導入を検討しているため、「特に、ケーブルテレビのインターネット接続サービスの…効果的なネットワークの構築手法に関する検討を行うことも必要と考えられる。」(P. 13、下から8行目)を、以下の趣旨の文章に変更することを提案。</p> <p>「特に、ケーブルテレビのインターネット接続サービスの超高速化に向け、<u>一部事業者においては、既に小セル化やいわゆるプレDOCSIS3.0、c.LINKの</u></p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>

<p>新技術の実用化が図られているが、今後、より高度なDOCSIS3.0 などの新技術の活用について検討を行うとともに、さらに、FTTH及び無線システムの活用を組み合わせた効率的なネットワークの構築手法に関する検討を行うことも必要と考えられる。】【日本ケーブルテレビ連盟】</p>	
<p>地方のケーブルテレビの多くは、小規模であり、一定数の顧客がないと施設の高度化・高速化への投資が厳しい状況にある。このような小規模のケーブルテレビでは、投資コストの面で、共同ヘッドエンド化を進めることは有効であるが、それなりの時間がかかると考えられるため、「また、ケーブルテレビ事業者の中には、今後の施設の高度化・高速化に関する目標を有していないところもある。」(P. 13、下から3行目)を、以下の趣旨の文章への変更を提案。「また、ケーブルテレビ事業者の中には、<u>現状の施設の高度化・高速化を進める見通しが厳しい事業者もあるが、今後、これらの課題を解消するなどの努力が必要である。</u>」【日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>

(3) 携帯電話の不感地帯の解消

① 携帯電話のエリア整備の推進

意見等	総務省の考え方
<p>携帯電話のエリア整備の推進では、本報告書の「各地方公共団体及び民間事業者からも強く要望が寄せられている採択基準の緩和や国の支援の拡充」等に賛同。</p> <p>特に国の支援の拡充では、財政力指数の低い市町には補助率を高めるなどの制度の見直しにより、財政力の厳しい市町に対しても移動通信用鉄塔整備のインセンティブを働かせる支援の拡充が必要。(三重県)</p>	<p>国庫補助事業については、平成 20 年度予算案において、100 世帯未満地域における基地局整備事業の補助率引上げを盛り込んでおり、地方公共団体の負担軽減を図っているところ。</p> <p>また、デジタル・ディバイド解消戦略会議の第1次報告書案を踏まえ、携帯電話の基地局整備費用に係る採択基準は廃止する方向で検討することとしている。</p>
<p>携帯電話の不感地区の解消における補助制度については、イニシャルコストの支援に係る採択要件緩和だけでなく、ランニングコストの支援についても言及すべき。(鳥取県)</p>	<p>平成 17 年度から無線システム普及支援事業によりランニングコスト(伝送路費用)の支援も実施しているところ。</p> <p>年々、支援箇所が増加してきており、今後も取組を強化してまいりたい。</p>
<p>府県別に見れば条件不利地域の対象でなくても、個々にもう少し細かに見ていけば、山間部や地理的な起伏などを抱えているのが現実である。</p> <p>「条件不利地域」という定義に縛られることなく、もう少し地理的条件を勘案して施策が打ち出されるべきでないか。(大阪府)</p>	<p>国庫補助事業は、民間事業者によるエリア整備を補完・支援するという立場から、他の国庫補助事業の実施状況を踏まえ、客観的な法令により過疎地域等とされている条件不利地域を対象として実施してきたもの。</p>

② フェムトセル基地局の導入促進に向けた環境整備

意見等	総務省の考え方
<p>過疎地域等の条件不利地域におけるフェムトセル基地局の活用パターンの検討や公表、国の支援制度の創設についても言及すべき。(大分県)</p>	<p>フェムトセル基地局は、現在、電波法の一部改正法案を通常国会に提出するなど制度整備に取り組んでいるところであり、まずは最初の第一歩として環境整備にしっかりと取り組んでまいりたい。</p>

③ ふるさとケータイ事業の推進

意見等	総務省の考え方
ふるさとケータイ事業の実現は、収益性の観点から現時点では様々な知恵と工夫が必要。MVNOのみを前提に議論するのではなく、MNOのサービスを含め幅広く議論すべき。【NTTドコモ】	地方自治体とMNOの協働の可能性を排除するものではないが、ふるさとケータイ事業は、地域産業の復興、地域社会の再生を目指しており、地域のMVNOの登場を促すことが肝要と考える。

(4) 基盤整備と利活用の一体的推進

意見等	総務省の考え方
「...基盤整備への支援と利活用への支援との『合わせ技』をメニュー化し推進することが、効果的な基盤整備を推進する上で必要...」とあるので、地域ICT利活用モデル構築事業における成果を参考にする等、市町村がICTを活用して地域産業の活性化や安心・安全のまちづくりなど、地域の課題解決に積極的に取り組むことができるよう、公共的アプリケーションや機器の導入経費・運営経費に対する支援措置の創設、拡充について、総務省が中心となり関係府省と連携した対応を希望。【北海道】	最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、関係府省庁と連携した支援策の拡充等について検討して参りたい。

(5) その他の施策

① 地域情報化アドバイザーの活用

意見等	総務省の考え方
条件不利地域においては、少子高齢化が進んでいるため、情報基盤が整備されたとしても、有効な利活用法を見出せない場合が多く、情報の高度化を円滑に構築することが困難。基本的なパソコンの操作やインターネットの有益性を住民へ伝える施策が必要。(佐賀県唐津市)	地域情報化アドバイザー制度の今後の拡充における貴重なご意見として承りたい。

② ユニバーサルサービス制度の見直し等

意見等	総務省の考え方
ブロードバンドサービスが持続可能な形で整備されるためにも、あらかじめユニバーサルサービス制度がブロードバンド基盤の維持に適用される方向で、早期かつ具体的に検討する必要があることを明言すべき。【鹿児島県】	ユニバーサルサービスは、現在の固定電話のように、誰もがそのサービスを利用しており、社会経済活動の基盤となるものということが広く認識されているサービスであり、ユニバーサルサービス制度は、当該サービスの維持のためのコストを電気通信事業者が応分の負担をすることを目的とする制度である。 IP化への移行が進展する中で、ブロードバンドサービスの普及を踏まえたユニバーサルサービス制度の見直しについては、これを適時適切に行っていく考えである。ただし、ユニバーサルサービス制度におけるコスト負担の範囲をブロードバンドサービスのような普及途上のサービスの整備・維持に拡大することは、制度趣旨等からみて馴染まないものであり、ブロードバンドサ

	サービスの取扱いについては、誰もが利用できる環境下で、その利用が相当程度進んだ状況を踏まえて検討を行うことが適当と考えられる。
--	---

4. デジタル・ディバイド解消に向けたフォローアップ体制等

意見等	総務省の考え方
(1)～(3)の取り組みが挙げられているが、サービス提供側である電気通信事業者の関わりが記載されていない。 【長崎県】	今後のデジタル・ディバイド解消に際しては、国・地方公共団体・電気通信事業者等がメンバーとなっている地域の推進体制における取組の強化等が必要である旨、第一次報告書案に盛り込まれているところ。

(1) 新たなデジタル・ディバイド解消戦略の策定・推進

意見等	総務省の考え方
APPLIC の都道府県ロードマップを踏まえた、新たなロードマップの取りまとめの必要性は疑問。【栃木県】	新たに「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定することにより、ブロードバンド・ゼロ地域の解消を強力に推進することが重要であるところ、これに資するため、新たな整備計画を作成することが必要である。
地域の実情に即した整備計画を効果的に策定するため、類似の地域にあつては、総務省本省による横断的な推進体制を整備する必要。(東京都)	第一次報告書案において、「合わせ技」プロジェクトの円滑な実施のため、各総合通信局等の照会窓口の一本化や相談窓口の明確化を図ることとしているところ。また、ブロードバンド基盤整備や地上放送のデジタル化の推進等のそれぞれの推進体制間での情報共有・連携強化を図ることとされている。

(3) 国による総合的支援の実施

意見等	総務省の考え方
地上デジタル放送の難視聴対策とブロードバンド基盤整備を一体的に行う「合わせ技」プロジェクトの推進に向けて、国が総合的な支援体制を構築したうえで、現在、全国各地で大きな課題となっている地上デジタル放送の「区域外再送信」の問題について、各総合通信局で関係者間の調整を図り、各地域の実情に応じたかたちで、早期に解決を図る必要。【徳島県】	総務省としては、「有線放送による放送の再送信に関する研究会」最終とりまとめ(平成20年3月19日)を踏まえ、適切に対処してまいりたい。

(補論) デジタル・ディバイド解消に要する整備費用の試算について

1. ブロードバンド・ゼロ地域解消に要する整備費用の試算について

(参考1) ブロードバンド・ゼロ地域解消に関する試算

意見等	総務省の考え方
表中「ケーブルインターネット」の「整備が想定される地域」欄の「地理的に条件の悪い地域を除く全国各地」を修正すべき。	ご指摘を踏まえて修正。

<p>また、ケーブルインターネット整備は、山間等地域でも有効と考えることから、「1世帯あたりの整備費用」欄について、山間地域等地理的に条件の悪い地域の整備費用も含めて記載すべき。(奈良県)</p> <p>修正(例) 「ブロードバンド整備と同時にテレビ難視聴解消も必要な地域」など</p>	<p>22ページ、(参考1)ケーブルインターネット「整備が想定される地域」の記述「FTTHによる整備地域に比べ、採算効率の相対的に低い地域」</p>
<p>《試算の前提条件》 「・ADSLによる整備については、今後の整備ニーズが相対的には小さいと想定し、対象としていない。」とあるが、現時点において、ADSLはブロードバンド・ゼロ地域を解消する目的達成の最適手段と考えるので、ニーズが少ないとは考え難い。(熊本県)</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正したい。</p> <p>22ページ、《試算の前提条件》4つめの「・」 「・本試算では、ADSLによる整備については、…」</p>

その他

意見等	総務省の考え方
<p>「デジタル・ディバイド解消戦略会議構成員」に市町村の職員の参加がないように思える。市町村の職員を参加させるべき。(宮崎県延岡市)</p>	<p>市町村の意見等については、構成員である道県や地方における推進体制を通じて反映することが可能ではないかと考えている。</p> <p>いずれにせよ、市町村など地域の実情をきめ細かく収集できる体制の整備・維持に努めて参りたい。</p>
<p><参考資料 37,38> 資料 37 の拠点間中継に「光無線」を追加すべき。 資料 38「ワイヤレスブロードバンドの概要」に次のとおり「光無線の項」を追加すべき。</p> <p>無線システム 光無線 伝送距離 ~4km 伝送速度 1Gbps 主な利用イメージ 拠点間中継 モビリティ 固定 周波数帯 近赤外線</p> <p>【八嶋構成員】</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>